

附 則

(施行期日)

1)の省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2)この省令の施行の際現に交付されている日雇特例被保険者手帳は、この省令の施行の日にねこて、
介護保険第一号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者に係るものにおいては、
この省令による改正後の健康保険法施行規則の様式第十三号によるものと、介護保険第一号被保険者
である日雇特例被保険者に係るものにあつては、この省令による改正後の健康保険法施行規則の様式

第十一号の二によるもののみなす。

3)この省令の施行の日の属する月の末日までに提出すべき健康保険印紙受払等報告書の様式は、改

正前の健康保険法施行規則様式第十八条によるも。

○厚生省令第四十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第三十八条、第四十四条及び第四十九
条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のよつて定める。

平成十二年三月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のよつて改
正する。

第十一条中「に法第二条第一号に掲げる者に該当しない」とを証する書面を添付し、「」だ」と証。

第二十六条中「申請書に」とあるのは「申請書に法第三十九条各号のいずれかに該当する」とを証
する書面を添付し、「れを厚生大臣」とあるのは「ならぬ。ただし、同条第四号に

該当する者にあつては、同号に該当するいふを証する書面の添付を要しない」とを証

する書面を添付し、「れを厚生大臣」とあるのは「ならぬ。ただし、同条第四号に

該当する者にあつては、同号に該当するいふを証する書面の添付を要しない」とを証

する書面を添付し、「」だ」と証。

様式第一（第6条関係）（表面）									
社会福祉士試験受験申込書 （捺印しないこと）									
※整理番号									
フリガナ									
氏名	(性)			(名)					
生年月日	□明治	□大正	□昭和	□平成	年	月	日	性別	□男 □女
郵便番号				本国籍の場合は、その国籍			都道府県	本籍地コード	
フリガナ									
現住所	都道府県								
電話番号									
希望地	都道府県								
資格（顔面を参照のこと）									
□大 学	学 大 学 名	卒業年月（見込み）			□昭和	□平成	年	月	
□短大 等	短大等名	卒業年月			□昭和	□平成	年	月	
□(3年制) 実務経験 (1年以上)	勤務先名 (実務経験)	職種			従業期間		年	月～年	月
□短大 等	短大等名	卒業年月			□昭和	□平成	年	月	
□(2年制) + 実務経験 (2年以上)	勤務先名 (実務経験)	職種			従業期間		年	月～年	月
□養成施設	養成施設名	卒業年月（見込み）			□昭和	□平成	年	月	
□(5年以上)	勤務先名 (実務経験)	職種			従業期間		年	月～年	月
口受験資格に係る証明書提出する受験票の第 受験票の提出する受験票の第 受験票の提出する受験票の第									
身体に障害のある者等の受験上の配慮の希望									
□有 □無									
上記により、社会福祉士試験を受験したいので申込みます。									
平成 年 月 日									
厚生大臣 職名									
指定試験機関代表者									

様式第五（第24条関係）（表面）

（裏面）
連絡先

受印入印こと紙		介護福祉士試験受験申込書				
フリガナ (姓) 氏名		※ 整理番号 (名)				
生年月日	□明治 □大正 □昭和 □平成	年	月	日	性別	□男 □女
郵便番号			(外国籍の場合、籍地は、その国籍)		都道府県	本籍地コード
フリガナ					都道府県	
現住所						

号58 第外号

日28 3月12年平成15

区分	受験資格	添付書類
実務経験	3年以上の実務経験者 (社会福祉士及び介護福祉士法(以下「法」とい う。)第40条第2項第1号)	・実務経験証明書又は実務経験見込証明書 ・卒業証明書又は卒業見込証明書
高等学校又は中等教育学校	高等学校又は中等教育学校の卒業者 (法第40条第2項第2号及び施行規則第21条第1 号)	・教科目及び単位数の履修証明書又は教科目及び 単位数の履修見込証明書

参考 1 該当する□は、☑と記入すること。	
2 整理番号欄には、記入しないこと。	
3 指定試験機関に申し込む場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、取扱印紙ははらないこと。	
4 この受験申書きは機械で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申込書の各欄に記入するときには、必ずHBの鉛筆を使用すること。	
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。	
5 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。	
6 前回又は前々回の介護福祉士国家試験の筆記試験に合格した者（実務経験証明書、卒業見込証明書又は履修証明書を提出していない者を除く。）については、筆記試験免除申請書の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。	
7 第10回以降の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（実務経験見込証明書、卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出により当該受験票の交付を受けた者であつて、実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書を提出していないものを除く。）については、当該受験票の提出をもつて実務経験証明書、卒業証明書又は履修証明書の提出に代えることができる。	
8 実務経験証明書にあつては、勤務先の長が、卒業証明書及び履修証明書にあつては、学校等の長が発行したものであることを。	
9 実務経験見込証明書の提出をもつて申し込む者は、実務経験後、退職なく、実務経験証明書を提出すること。	
10 卒業見込証明書又は履修見込証明書の提出をもつて申し込む者は、卒業後、退職なく、卒業証明書又は履修証明書を提出すること。	
11 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。	

受験地	都道府県	年	月	年	月
勤務地		年	月	年	月
実務経験先名		年	月	年	月
筆記試験台格回	□前回	□前々回	合格通知書		
口免記試験台格回			提出する受験票	第	回
口受験資格による証明書提出する受験票の試験実施回			提出する受験票の受験番号		
身体に障害のある者の受験上の配慮の希望	□有 □無				

上記により、介護福祉士試験を受験したいので申し込みます。

平成 年 月 日
平成 年 月 日
厚生省 大臣 田代 殿
指定試験機関代表者 氏名 ㊞

様式第六(第26条関係)

介護福祉士登録申請書

氏名 (性)	(名)			性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女
生年月日	□ 昭和 □ 平成	年	月	日	本籍地 (外國籍の場合) は、その国籍)	都道府県 本籍地コード
フリガナ	都道府県					
現住所	都道府県					
郵便番号	電話番号					
<input type="checkbox"/> 第1号 (介護福祉士養成施設等(修業年限2年以上)を卒業した者)						
<input type="checkbox"/> 第2号 (社会福祉士に関する科目を修めて大学を卒業した者等で、介護福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者)						
<input type="checkbox"/> 第3号 (保育士養成施設等又は社会福祉士養成施設等(修業年限1年以上)を卒業した者)						
<input type="checkbox"/> 第4号 (介護福祉士試験に合格した者)						
試験合格届書番号						
卒業した年月	平成	年	月	卒業した年月	平成	年
試験に合格した年月	平成	年	月	試験に合格した年月	平成	年

○

○厚生省令第四十九号

附則
(施行期日)

1)の省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

1)の省令の施行の際現にこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2)の省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する。

3)の省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する。

3)の省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十五号)及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の施行に伴い、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第十八条第一項第四号及び第十九条第一項、第十九条の四の二、第二十二条の四第二項、第二十九条の二の二第二項(同法第三十四条第四項において準用する場合を含む)、第三十三条第四項、第三十三条の四第二項、第三十八条の二第一項後段(同条第二項において準用する場合を含む)、第三十八条の三第一項、第五十条第二項及び第四項並びに第五十条の二第六項並びに精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第七条第四号の規定に基づき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を実施するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十八日
厚生大臣 丹羽 雄哉
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令)
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
一 第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の二条を加える。
イ 法第十九条の四の二の厚生省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。イ 法第二十二条の四第三項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定に係る記載
イ 入院後の症状又は状態像の経過の概要
ロ 今後の治療方針

備考 1) 該当する口は、□と記入すること。

2) この申請書には、所定の登録免許料に相当する収入印紙又は領取証書をはること。
3) 所定登録機関に申請する場合には、所定の手續により登録手数料を納付すること。
4) この登録申請書は複数で処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。申請書の各欄に記入するときには、必ずHの鉛筆を使用すること。
また、文字等の訂正をする場合には、プラスチック消しゴムを使用し、消し残りのないように完全に消すこと。5) 氏名に、いわば、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
6) この登録申請書を提出するときは、法第39条各号のいさざわに該当することを記する書面(同条第4号に該当する者を除く。)を添付すること。
7) 用紙の大きさは、日本工業規格A4上すること。嘱め込み印紙
(捺印しないこと)
又は領取証書をはること。